

遊漁規則

令和6年1月

目 次

遊漁規則

上桂川漁業協同組合	1
大堰川漁業協同組合	5
保津川漁業協同組合	8
京淀川漁業協同組合	12
賀茂川漁業協同組合	15
宇治川漁業協同組合	19
木津川漁業協同組合	23
美山漁業協同組合	27
和知川漁業協同組合	32
上林漁業協同組合	35
由良川漁業協同組合	39
久多漁業協同組合	44
東別院漁業協同組合	47
上宇川漁業協同組合	50
野間漁業協同組合	53
京都府漁業協同組合	56

上桂川漁業協同組合京内共第1号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、上桂川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。なお、組合が指定した年券については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	竿釣 (友釣)	1人1竿	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流	5月26日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
	竿釣 (素掛け・アユルアー)			
	網(投網、刺網、寄せ網)	1人1統 全長30m以下	世木ダム上流端から上流の桂川本流及び弓削川本流、細野川本流	8月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個		8月1日から9月15日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
こい	竿釣	1人1竿	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流	1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで
	網(投網、刺網、寄せ網)	1人1統 全長30m以下	世木ダム上流端から上流の桂川本流及び弓削川本流、細野川本流	1月1日から3月31日まで、 あゆ網解禁日から12月31日まで
ます	あまご 竿釣	1人1竿	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間

類	にじます				1月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
うなぎ	手釣、竿釣				1月1日から12月31日まで
	もじ	1人1個(竹もじ)			
	延縄漁	1人1張 針5本以内 道糸5m以内			8月1日から9月15日まで
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個			
はえ	竿釣	1人1竿			1月1日から12月31日まで
	網(投網、刺網、寄せ網)	1人1統 全長30m以下	世木ダム上流端から上流の桂川本流及び弓削川本流、細野川本流		1月1日から3月31日まで、あゆ網解禁日から12月31日まで
かわよしのぼり	籠	1人1個	世木ダム上流端から上流の桂川本流及びその支流		1月1日から5月10日まで、
	タモ網				8月1日から12月31日まで
	水眼鏡、水視眼鏡				8月1日から9月15日まで

2 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
全魚種	桂川本流及びその支流(桂川・早稲谷川合流から桂川上流1つめの堰から上流) 早稲谷川本流及びその支流(第一砂防堰堤から上流)	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間

3 前2項の公表は、組合の掲示板及び第7条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとし、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(漁具漁法の制限)

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具漁法のほか次の表のア欄に掲げる漁具漁法は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中は使用してはならない。

ア漁具漁法	イ区域	ウ期間
アクアラング	全区域	1月1日から12月31日まで

2 夜間の照明を必要とする時間帯の遊漁は禁止する。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定による区域内であっても次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は遊漁してはならない。

ア魚種	イ区 域	ウ期 間
全漁業権魚種	世木ダム上流端から上流へ 200m の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
あゆ	大戸の堰堤より下流 2 0 m 区間と六ヶの堰堤より下流 2 0 m 区間	組合が公表する網解禁日まで
あまご	折谷川第 3 堰堤から上流の全域 根尻木谷川・根尻木東川合流点から上流	1 月 1 日～1 2 月 3 1 日

(体長制限)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長	
こい	15cm	
ます類	あまご	12cm
	にじます	15cm
うなぎ	30cm	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 7 条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の 20 パーセント以内、日券においては 50 パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣(友釣、素掛け・アユルアー)、網(投網、刺網、寄せ網)、水眼鏡、水視眼鏡	年券	15,000 円
		日券	4,500 円
ます類	あまご にじます 竿 釣	年券	7,000 円
		日券	3,500 円
はえ こい	竿釣、網(投網、刺網、寄せ網)	年券	3,000 円
うなぎ	手釣、竿釣、もじ、延縄、水眼鏡、水視眼鏡	日券	1,000 円
かわよしのぼり	籠、タモ網、水眼鏡、水視眼鏡		

2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第 1 項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊 漁 料
満 1 8 歳以下の者	免 除
身体障害者	年券に限り、第 1 項に規定する各料金の 2 分の 1 の額

4 前項の規定による遊漁料を適用しようとするときは、組合員は、当該申請者に対し、同項の表のア欄に掲げる者に該当することを証する書類の提示を求めることができる。

5 「あゆ・ます類」については、解禁後、日券は、組合が定めた日まで販売しないものとする。

(遊漁承認証等に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。但し、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することができるものとする。
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き換えなければならない。
 - 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 5 遊漁承認証は再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りでない。
 - 6 組合は、理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第12条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

大堰川漁業協同組合京内共第2号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大堰川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する京内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に漁場という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、ます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式（オンラインシステムを含む）による。

なお、年券については、所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間		
あゆ	手釣・竿釣	1人1本	全域	6月1日から10月14日までの期間内で、組合が定めて公表する期間		
	刺網	1人1統 全長30m以下				
こい	手釣・竿釣 刺網	1人1本 1人1統 全長30m以下			1月1日から4月30日まで、6月1日から12月31日まで	
ふな					1月1日から4月19日まで、5月21日から12月31日まで	
うなぎ					1月1日から12月31日まで	
ます類					あまご	3月1日から9月30日まで
					にじます	1月1日から12月31日まで
ます類を除く魚種	水眼鏡 水視眼鏡				7月25日から9月15日までの期間内で組合が定めて公表する期間	
全魚種	やな漁法				9月1日から10月14日までの期間内で組合が定めて公表する期間	

- 2 第1項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種及び漁具漁法は、イ欄の区域においては、ウ欄の間中は、遊漁してはならない。

ア魚種及び漁具漁法	イ区域	ウ期間
全魚種全漁法	南丹市日吉町天若世木ダム上流端から下流100mまでの桂川	1月1日から 12月31日まで
	南丹市日吉町中日吉ダム中央部から上流500m及び下流200mまでの桂川	

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

名称	大きさ	
こい	15cm	
ふな	10cm	
うなぎ	30cm	
ます類	あまご	12cm
	にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	金額	備考
ます類を除く全魚種	手釣、竿釣、 刺網、水眼鏡、 水視眼鏡	年券	11,000円	
		日券	3,000円	
うなぎ		年券	1,000円	
あゆ・うなぎ以外の魚種		年券	3,000円	
		日券	400円	
全魚種		やな漁法	9月1日から10月14日まで	

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。
- 3 ます類を除く全魚種(あゆ)の日券については、釣・網漁とも解禁後10日間は発行しないものとする。
- 4 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

遊漁する者の区別	遊漁料
中学生以下	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、別記様式2の仮遊漁承認証(以下

「仮遊漁承認証」という。)を発行することができるものとする。

- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き替えなければならない。
- 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁承認証は再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、ほかの者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は別記様式3の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要なものは別に定める。

附則

令和6年1月1日から施行する。

保津川漁業協同組合京内共第3号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は保津川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法によりウ欄の規模の範囲においてエ欄の期間中でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 漁 法	ウ 規 模	エ 期 間	
あゆ	竿 釣	同時に使用する 場合1人1本	5月26日から12月31日までの期 間内で、組合が定めて公表する期間	
	網 漁 法	1人2統60m 以下網目3cm 以上		
こい	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から4月30日まで及び 6月1日から12月31日まで	
	網 漁 法	1人1統	1月1日から3月31日まで及び あゆ網解禁日から12月31日まで	
ふな	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から4月19日まで及び 5月21日から12月31日まで	
	網 漁 法	1人1統	1月1日から3月31日まで及び あゆ網解禁日から12月31日まで	
うなぎ	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から12月31日まで	
	流し漁法			
はえ	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	1月1日から3月31日まで及び あゆ網解禁日から12月31日まで	
	網 漁 法	1人1統		
ま す	あまご にじます	竿 釣	同時に使用する 場合2本以内	3月1日から9月30日まで

かわよしのぼり	いしみ・じょれ ん漁法		1月1日から12月31日まで
全漁業権魚種	水眼鏡及び 水視眼鏡		7月25日から9月15日まで
	やな漁法		9月1日から12月31日までの期間 内で組合が定めて公表する期間

2 漁業区域内に次の表の通りあゆ友釣専用区を設ける。

ア区分	イ漁法	ウ 区 域	エ 期 間
友釣専用区	友 釣	1区 京都市右京区嵯峨天龍寺芒の馬場町 と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結 んだ線(一の井堰上流端)より下流京都 市西京区桂上野今井町と対岸京都市右 京区梅津堤上町とを結んだ線(上野橋 下流端)までの区域	5月26日から 12月31日の 間において組合 が定めて公表す る期間
		2区 清滝川、犬飼川全域	

3 第1項及び前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

4 京都市右京区嵯峨天龍寺亀ノ尾町官有地と京都市西京区嵐山元禄山町を結んだ線(通称千鳥ヶ淵)から下流右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場無番地と対岸京都市西京区嵐山中尾下町を結んだ線(通称一の井堰)までの区域でのう飼漁法は認めることとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は遊漁してはならない。

ア魚種	イ 区 域	ウ 期 間
全魚種	寅てん堰上流端から下流100mまでの区域 桂川本流合流点(亀岡市保津町上中島69番1)から 曾我谷川上流300m地点までの区域	1月1日から 12月31日まで
	3号井堰上流端から上流へ50mの区域	5月1日から 8月31日まで
	桂川本流の西芳寺川合流点の下流側から下流200 mまでの区域	1月1日から 12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長	
こ い	15cm	
ふ な	6cm	
う な ぎ	30cm	
ます 類	あまご	12cm
	にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表の通りとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ加算するものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	釣及び網漁具漁法、水眼鏡、水視眼鏡を使用して行う漁法	年券	13,000円
		日券(竿釣)	3,000円
		日券(網漁法)	4,500円
ます類	釣漁具漁法	年券	5,000円
		日券(解禁日から9月30日まで)	3,000円
こい・ふな・うなぎ・はえ・かわよしのぼり	釣及び網漁具漁法、水眼鏡、水視眼鏡を使用して行う漁法、流し漁法、いしみ・じょれん漁法	年券	3,000円
		日券	500円
ます類及びかわよしのぼりを除く全魚種	寄せ網漁具漁法	遊漁券所有者でかつ1回につき	3,500円
	う飼漁具漁法	7月1日から8月31日まで	あゆ年券遊漁料の20人分とする
	釣漁具漁法	10月1日から12月31日まで	4,500円
全魚種	やな漁法	9月1日から12月31日まで	1統25,000円

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。但し、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄の通りとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
満18歳以下の者	免除
身体障害者	

- 4 あゆの日券は、それぞれ川の解禁日より7日間は取り扱わない。ただし、清滝川のあゆの網の日券は、解禁日から発行するものとする。

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することができるものとする。

- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き換えなければならない。
- 3 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁承認証は、再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りではない。
- 6 組合は、あらかじめ理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（適用除外）

第11条 この規則のうち、遊漁の承認若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

京淀川漁業協同組合京内共第4号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する京内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に漁場という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁業の区域において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法よりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ統数又は規模	エ期間
あゆ	手釣・竿釣 刺網・まき網 投網漁具漁法	1人2竿以内 1人2統以内	5月26日から11月30日までの期間 内において組合が公表する期間
こい			1月1日から4月30日まで 6月1日から12月31日まで
ふな			1月1日から4月19日まで 5月21日から12月31日まで
はえ			1月1日から12月31日まで
うなぎ			1月1日から12月31日まで
ます類 あまご	手釣・竿釣		3月16日から9月30日まで
あゆ	水眼鏡・水視 眼鏡を使用し て行う漁法		7月25日から9月15日まで
こい			
ふな			
はえ			
うなぎ			

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第4条 第3条の第1項の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全漁業権魚種	鴨川本流のうち、龍門堰の上流端から上流へ50mの区域	5月1日から8月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

ア 名称		イ 全長 (c m)
こい		15
ふな		10
うなぎ		30
ます類	あまご	12

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20%以内、ただし、1,000円以下の額については50%以内をそれぞれ加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料	
		年券	日券
あゆを含む 全魚種	網・釣漁具漁法	8,000円	2,000円
	釣漁具漁法	4,000円	1,000円
あゆを除く 全魚種	網・釣漁具漁法	4,000円	1,000円
	釣漁具漁法	2,000円	500円

- 2 遊漁料の納付は、京淀川漁業協同組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄の通りとする。この場合の遊漁料は、組合が指定する場所において取り扱うものとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
小学生以下	免除
後期高齢者(75歳以上)	前項に規定する各料金の2分の1の額。 ただし、確認書類の提示を必要とする。
身体障害者	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 遊漁料の額
 - (5) 注意事項
 - (6) 発行者名
- 2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。
 - (1) 氏名、住所
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

賀茂川漁業協同組合京内共第5号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、賀茂川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア遊漁の種類		イ遊漁の方法	ウ統数又は規模	エ区 域	オ期 間																
あ	ゆ	竿釣 投網 刺網	1人1竿 1人2統 (全長30m以内)	賀茂川全域 高野川全域 静原川・鞍馬川全域	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間																
こ	い	竿釣 投網 たも網	1人1統		1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで																
ふ	な				1月1日から4月19日まで、 5月21日から12月31日まで																
は	え				1月1日から12月31日まで																
う		な	ぎ	竿釣 手釣	流し釣は1人針 10本以内	全区域	1月1日から12月31日まで														
ま	あ	ま	ご	に	じ	ま	す	類	賀茂川志久呂 橋上流全域 高野川花園橋 上流全域	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間											
	中津川・貴船 川・静原川・ 鞍馬川全域								3月16日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内												
か		わ		よ	し	の	ぼ	り	い	し	み、	じ	ょ	れ	ん	漁	具	漁	法	全区域	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域及び漁具漁法等の制限)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中は、エ欄の漁具漁法を用いて遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ区 域	ウ期 間	エ漁具・漁法
全漁業 権種	柘野堰堤たん水区域	1月1日から12月31日まで	素掛け漁法
	市原堰堤たん水区域・西塔橋から土ドメ堰堤までの区域		網漁法 素掛け漁法
	中津川堤防から柘野堰堤までの区域	4月1日から6月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間	全漁具・全漁法
	全区域		毛針釣漁法
	丸太町大橋から七条大橋までの区域	1月1日から12月31日まで	夜間の網漁法 夜間の素掛け漁法
	柘野堰堤から十条大橋までの区域 花園橋から鴨川との合流点までの区域	4月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間	にごりすくい
	今井堰上流端から上流へ50mの区域	5月1日から8月31日まで	全漁具全漁法
	四条落差工上流端から上流へ50mの区域		
	三条落差工上流端から上流へ50mの区域		
	丸太町落差工上流端から上流へ50mの区域		
荒神口落差工上流端から上流へ50mの区域			

(体長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する全長以下のものはこれを採捕してはならない。

名称	全長	
こい	15cm	
ふな	10cm	
うなぎ	30cm	
ます類	あまご	12cm
	いわな にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣・投網・刺網	年券	11,000円
		日券	3,300円
こい ふな はえ	竿釣・投網・たも網	年券	2,200円
		日券	1,100円
うなぎ	手釣・竿釣		
かわよしのぼり	いしみ、じょれん漁法		
ま	あまご	竿釣	年券 6,600円

す 類	いわな にじます		日券	2,750 円
	全魚種	第 3 条に定める漁法に準ずる	年券	15,400 円

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。
- 3 あゆの日券については、釣、網解禁後 10 日間は発行しないものとする。
- 4 ます類の日券については、釣解禁後 10 日間は発行しないものとする。
- 5 次の表の左欄に掲げる者の年券の遊漁料は、第 1 項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。

遊漁する者の区別	遊漁料
中学生以下の者	免除（ただし網漁法を除く）
身体障害者 18 歳以下の者 女性 高齢者（75 歳以上）	第 1 項に規定する各料金の 2 分の 1 に相当する額 （ただし全魚種券は 8,800 円とする）

（遊漁承認証等に関する事項）

- 第 7 条 組合は、第 2 条第 3 項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、特に組合が認めた場合はこの限りではない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第 8 条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業権（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第 9 条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

- 第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（適用除外）

- 第 11 条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

（雑則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

宇治川漁業協同組合京内共第6号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、宇治川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。尚、年券については、所定の顔写真1枚を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法によりウ欄の内容においてエ欄の期間内でなければならない。

ア漁業の名称	イ漁具漁法	ウ内容	エ期間
あゆ	竿釣	1人1竿以内	5月26日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
	投網	1人1統	
	刺網	網目3cm以上	
	鵜飼漁法、つぼ漁法		
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個	7月25日から9月15日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
こい	手釣、竿釣	素掛け禁止、 1人2竿以内	1月1日から4月30日まで
	投網	1人1統	
	刺網	網目3cm以上	6月1日から12月31日まで
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個	7月25日から9月15日まで
ふな	手釣、竿釣	素掛け禁止、 1人2竿以内	1月1日から4月19日まで
	投網	1人1統	5月21日から12月31日まで

		刺網	網目 3 cm以上	
		水眼鏡、水視眼鏡	1 人 1 個	7 月 25 日から 9 月 15 日まで
うなぎ		手釣、竿釣	1 人 1 竿以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		水眼鏡、水視眼鏡	1 人 1 個	7 月 25 日から 9 月 15 日まで
はえ		竿釣	素掛け禁止、 1 人 2 竿以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		投網	1 人 1 統	
		刺網	網目 3 cm以上	
ます類	あまご	竿釣	素掛け禁止 1 人 1 竿以内	3 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間内で、組合が定めて公表する期間
	にじます			1 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間内で、組合が定めて公表する期間

2 漁場区域内に次の表のとおりア欄の区域においてイ欄の期間にあゆ友釣専用区を設ける。

ア区域	イ期間
白川橋上流端から天ヶ瀬吊り橋下流端まで	5 月 26 日から 12 月 31 日までの期間内 で、組合が定めて公表する期間
志津川全域	
田原川宵待橋上流約 200m の記念碑から郷之口第 3 砂防堰堤まで	

3 第 1 項及び第 2 項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、地元日刊紙にこれを掲載するものとする。

4 こい、ふな及びはえを対象とする遊漁において、赤土又は粘土を混入したまき餌を使用してはならない。

(禁止区域)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間内は遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
全漁業 権魚種	全漁具漁法	宇治市関西電力宇治発電所の放水路を除く所有 地内及び天ヶ瀬発電所所有地	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		宇治市天ヶ瀬ダムの上流端から上流 500m 及 び下流 300m まで	
		宇治市宇治宇治橋、朝霧橋、喜撰橋、橘橋、観 流橋及び白虹橋の橋上	
	投網、刺網	奥山田川本流及び支流	

	投網	宇治市宇治 JR 鉄橋から塔の島上流端までの宇治川本流	3月15日から 9月30日まで
--	----	-----------------------------	--------------------

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長
こい	15 cm
ふな	6 cm
うなぎ	30 cm
あまご	12 cm
にじます	15 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全漁業権魚種	第3条に規定する漁具漁法（つぼ漁法、鵜飼漁法を除く）	年券	8,000円
		日券	2,000円
こい、ふな、はえうなぎ	第3条に規定する漁具漁法	年券	3,000円
		日券	1,000円
あゆ	つぼ漁法	1期間1箇所につき	50,000円
全漁業権魚種	鵜飼漁法	1期間1経営につき	300,000円

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 あゆの日券については、釣り解禁後10日間は発行しないものとする。
- 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
小学生以下の者	免除（ただし網漁法を除く）
中学生でかつ、身分、年齢等を証する証票所持者	年券に限り第1項に規定する各料金の2分の1の額
身体障害者手帳を所持する者	

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証（以下「遊漁承認証」とい

- う。)を交付するものとする。ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証(以下「仮遊漁承認証」という。)を発行することができるものとする。
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き換えなければならない。
 - 3 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、遊漁承認証及び仮遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、他人に貸与してはならない。
 - 5 遊漁承認証又は仮遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合はこの限りでない。
 - 6 組合は、あらかじめ理事会において承認した範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わねばならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する処置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

木津川漁業協同組合京内共第7号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、木津川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭もしくは組合が別に定める様式による。なお、年券甲については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員もしくは、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の規模においてエ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 規模	エ 期間
あゆ	手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	5月26日から12月31日までの 期間内で、組合が定めて公表する 期間
	素掛け		友釣専用区の素掛けは、9月1日 (正午) から12月31日まで
	投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	8月16日(正午)から12月31日 まで 友釣専用区内は9月1日(正午) から12月31日まで
こい	手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	1月1日から4月30日まで
	投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	6月1日から12月31日まで
ふな	手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	1月1日から4月19日まで
	投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	5月21日から12月31日まで
うなぎ・はえ	手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	1月1日から12月31日まで
	投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	

ます類	あまご	手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	3月1日から9月30日まで
	にじます			1月1日から12月31日まで
	こい ふな	ごっそり網	1人2統以内 網目9cm以上	8月1日から12月31日まで
	あゆ・こい・ふな うなぎ・はえ	水眼鏡、水視眼鏡を使用して行う漁法		7月25日（正午）から9月15日まで

2 漁場区域内に次の表のとおり、ア欄の区域においてイ欄の期間にあゆ友釣り専用区を設ける。

ア 区域	イ 期間
笠置大橋上流端から笠置発電所堰堤までの木津川本流	5月26日から9月1日（正午）までの期間内で、組合が定めて公表する期間
笠置発電所堰堤上流150mから大河原発電所堰堤下流150mまでの木津川本流	

3 前2項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

（禁止区域）

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間は採捕をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全漁業権魚種	高山ダム・下流300mの区域	周年
	大河原発電所堰堤上・下流150mの区域	
	笠置発電所堰堤上流150mの区域	

（体長制限）

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長	
こい	15cm	
ふな	6cm	
うなぎ	30cm	
ます類	あまご	12cm
	にじます	15cm

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は年券においては次の表の額の20%以内、日券においては、50%以内をそれぞれ、加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あまごを除く全魚種	第3条に規定する漁具漁法（ごっそり網漁法を除く）	年券（甲）	9,500円
		日券（甲）	3,100円
あまご	手釣、竿釣	年券（あまご）	5,200円

		日券（あまご）	2,100円
あまご、あゆ以外の魚種	手釣、竿釣	年券（乙）	4,700円
		日券（乙）	700円
	高山ダムにおける手釣、竿釣	日券	900円
全魚種	ごっそり網漁法	日券	組合員証又は、年券（甲）を所持するものは、10人まで14,000円 一人増すごとに700円加算

- 2 あゆにかかる日券は、解禁日から10日間は、発行しないものとする。
- 3 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
小学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額
高齢者（満75歳以上）	

（遊漁承認証等に関する事項）

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) 発行者名
- 2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 3 遊漁承認証は、遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与し、又は譲渡し、及び他人から借用し、又は譲渡してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は、再発行することができる。
 - 5 組合は、あらかじめ理事会において承認した枚数の範囲内で招待券を発行することができる。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は遊漁するときは必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則の定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

美山漁業協同組合京内共第8号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、美山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項及び第2項の規定に基づき遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	友釣り	1人1竿	全区域（佐々里ます類特別区を除く）ただし、友釣り専用区は組合が定めて公表する	5月26日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間 友釣り専用区内は、7月25日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
	素がけ	1人1竿	萱野橋より下流	7月24日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
	たも網	径2m以下	全区域（佐々里ます類特別区を除く）	
	さし網、まき網	1人1統 高さ10m以下 長さ30m以下 網目2cm以上		
	投網	1人1統 20㎡以下		
こい ふな うなぎ はえ	竿釣り、手釣り	1人3竿以内	全区域（佐々里ます類特別区を除く）	こいは、1月1日から4月30日まで、6月1日から12月31日まで ふなは、1月1日から4月19日まで、5月21日から12月31日まで うなぎ及びはえは、1月1日から12月31日まで 網漁は、7月24日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
	たも網	径2m以下		
	さし網、まき網	1人1統 高さ10m以下 長さ30m以下 網目2cm以上		
	投網	1人1統 20㎡以下		
	延なわ	幹糸20m以下 針20本以内		
ます類 （あまご、いわな、やまな、やまな、やまな）	竿釣り、手釣り	1人1竿	全区域 ただし、濃密放流区（特別区）、ルアー及び毛針	あまご及びやまめは、3月1日から9月30日までの期間内において組合が定めて公表する期間 いわなは、3月16日から9月31日まで

め、にじます)			専用区は別に定める	0日までの期間内において組合が定めて公表する期間
				にじますは、1月1日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
	竿釣(ルアー、毛針に限る)	1人1竿	ルアー及び毛針専用区は組合が定めて公表する	ルアー及び毛針専用区は、3月1日から9月30日の期間内において組合が定めて公表する期間
かわよしのぼり	竿釣、手釣	1人1竿	全区域(佐々里ます類特別区を除く)	1月1日から5月31日まで、8月1日から12月31日まで
	たも網	径2m以下		
	かご	0.3㎡以下		
全魚種	水眼鏡、水視眼鏡		全区域(佐々里ます類特別区を除く)	あゆの網解禁日から9月15日まで

特別区

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
ます類(あまご、いwana、やまめ、にじます)	竿釣(エサ釣りに限る)	1人1竿	芦生ます類特別区：南丹市美山町芦生内杉谷第1堰堤より上流	あまご及びやまめは、3月1日から9月30日までの期間内において組合が定めて公表する期間
			杉波谷ます類特別区：南丹市美山町下杉波谷第1堰堤より上流	
	竿釣(ルアー及び毛針に限る)		佐々里ます類特別区：南丹市美山町佐々里ぬの滝堰堤から百合の下橋の本支流	にじますは、1月1日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第7条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具漁法等の制限)

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具、漁法のほか、次の表のア欄に掲げる漁具、漁法は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中は使用してはならない。

ア漁具漁法	イ区域	ウ期間
網漁具漁法及び船舶を使用して行う漁法	大野ダム堰堤の上流端から上流のたん水域内	1月1日から12月31日まで
アクアラング等水中で呼吸できる用具	全区域	

2 大野ダムたん水区域を除き、夜明けから日没までの間でなければ遊漁してはならない。ただし、日没までに仕掛けを終えた延なわ漁法は、この限りではない。

(禁止区域)

第5条 第3条及び第4条第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法によりウ欄の区域でエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
全魚種	全漁法	南丹市美山町京都府大野ダムの上流端から上流へ約50mの突堤中央部までの区域	1月1日から12月31日まで
		組合が定めて公表する区域	1月1日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長	
こい	15cm	
ふな	6cm	
うなぎ	30cm	
ます類	あまご、やまめ	12cm
	いわな、にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、あゆ年券及びあまご年券は組合の規定する顔写真を一枚添えて納付しなければならない。尚、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては、50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	区域	漁具漁法	期間	遊漁料	
あゆ	全区域	第3条に規定する漁具漁法	年券	14,500円	
			日券	4,000円	
こい ふな うなぎ はえ かわよしのぼり		第3条に規定する漁具漁法	年券	2,500円	
			日券	800円	
ます類 (あまご、いわな、やまめ、にじます)		特別区 (佐々里ます類特別区)	竿釣に限る	年券	7,500円
				日券	3,000円
	特別区 (芦生ます類特別区、杉波谷ます類特別区)	竿釣	年券	7,500円以内で組合が定めて公表する金額	
			日券	3,500円以内で組合が定めて公表する金額	
			竿釣	3,500円以内で組合が定めて公表する金額	

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は、組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 あゆ及びます類の遊漁承認証については、組合が定めて公表する期間内は日券を発売しない。
- 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
20歳未満の者	無 料
身体障害者で6級以上の認定を証明できる者及び女性	第1項の各料金の2分の1

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) 発行者名
- 2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 3 遊漁承認証は遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与又は譲渡及び他人から借用又は譲受してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は再交付することができる。
 - 5 組合は、あらかじめ理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁するときは必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者及び漁業を営む者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第 12 条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査等のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

和知川漁業協同組合京内共第9号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する京内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい及びます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けたものは、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければならない。

ア魚種		イ方法	ウ統数又は規模	エ期間
あゆ		釣漁具漁法 (手釣、竿釣)	1人1竿	6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間。ただし、京丹波町和知ダムから上流の区域は6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
こい				1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで
ます類	あまご やまめにじます	竿釣	1人3竿以内	3月1日から9月30日まで
	いwana			3月16日から9月30日まで
全漁業権 魚種		網漁具漁法 (夜間使用を含む)	刺網 全長20m以下	7月25日から9月30日まで及び11月1日から11月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
			たも網 網口径2m以下	
			投網 全巾26㎡以下	
			ふくろ網 まき網 全長50m以下	
		水眼鏡 水視眼鏡		7月25日から9月15日までの期間で、組合が定めて公表する期間

2 漁場区域内に次の表のとおり釣専用区を設け、ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄の規模、範囲においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

釣専用区

ア魚種	イ漁具漁法	ウ規模	エ区域	オ期間
こい	手釣、竿釣	1人3竿以内	京丹波町和知ダムから上流のたん水域	1月1日から4月30日まで、6月1日から12月31日まで

3 第1項及び第2項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
全漁業権魚種	京丹波町市場和知ダム下流50mの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長
こい	15 cm
ます類	あまご やまめ
	にじます いwana

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考	
あゆ	全漁具漁法	年券	9,000円	組合内の地区内に居住する者は無料とする。	
		日券	3,000円		
雑魚	こい	全漁具漁法	年券		5,000円
			日券		2,000円
	ます類	竿釣			

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては漁場監視員に納付することができる。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する額の2分の1

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を

制限することができる。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは別に、定める。

(附則)

この規定は、令和6年1月1日から施行する。

上林漁業協同組合京内共第 10 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、上林漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 10 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。

なお、あゆ年券に限り遊漁申込書に組合の規定する顔写真 1 枚を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項及び第 3 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	竿釣 素がけ まき網 投網	1 人 1 竿 網漁具の規模 1 人 1 統 網目 3 cm 以上 全長 25m 以下 高さ 1.5m 以下	全区域 ただし濃密放流区 釣専用区を除く	5 月 26 日から 9 月 30 日までの期間及び 11 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間
こい				1 月 1 日から 4 月 30 日まで、 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
ふな				1 月 1 日から 4 月 19 日まで、 5 月 21 日から 12 月 31 日まで
うなぎ はえ				1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ます類 (あまご)				竿釣
あゆ こい ふな はえ うなぎ	水眼鏡又は水 視眼鏡を使用 して行う漁法			7 月 25 日から 9 月 15 日までの 期間内で組合が定めて公表する 期間

2 濃密放流区

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
------	------------	--------------	------	------

ます類 (あまご)	竿釣	1人1竿	綾部市故屋岡町八代井堰から上流全域 綾部市故屋岡町小中上林川古和木合流点から上流綾部市光野橋まで	3月1日から9月30日まで
--------------	----	------	---	---------------

3 友釣専用区

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	友釣	1人1竿	綾部市佃町上佃橋から上流野林井堰まで 綾部市故屋岡町八代井堰から上流早稲谷口えん堤まで 綾部市十倉志茂町十倉志茂橋から上流十倉井堰まで	5月26日から9月30日までの期間内及び 11月1日から12月31日までの期間内で 組合が定めて公表する期間

4 第1項から第3項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄の期間は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
綾部市関西電力株式会社山家発電所えん堤の上流端から上流へ180mの区域	1月1日から12月31日まで

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	15 cm
ふな	6 cm
うなぎ	30 cm
あまご	12 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣、素がけ、まき網、投網、水眼鏡又は水視眼鏡を使用して行う漁法	年券	12,000円
		日券	3,500円
こい ふな うなぎ はえ		年券	2,000円
		日券	500円
ます類 (あまご)	竿釣	年券	6,000円
		日券	2,000円

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は、組合の指定する場所においてしなければならない

ない。ただし、遊漁する場所においては漁業監視員に納付することができる。

- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
肢体不自由者(1級から5級まで)	第1項に規定する額の2分の1
中学生	
小学生	中学生に係る額の2分の1の額、ただし、雑魚については無料
学齢に達しない幼児	無料

- 4 あゆの日券については、釣、網解禁後10日間は発行しないものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。ただし、あゆ年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することができるものとする。

- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き替えなければならない。
- 3 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 4 遊漁承認証又は仮遊漁承認証は、遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与又は譲渡及び他人から借用又は譲受けしてはならない。
- 5 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は、この限りでない。
- 6 組合は、漁場管理又は漁業権魚種の保護育成に積極的に協力するものであって、あらかじめ理事会において承認した範囲内で招待券を発行することができる。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁するときは必ず遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視委員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者及び漁業を営む者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

- 2 漁場監視員は、この規則の励行について必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する

る規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

由良川漁業協同組合京内共第 11 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は由良川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 11 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類、てながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券については、所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた物をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項から同条第 2 項までの規定に基づき、組合に遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内でウ欄の区域においてエ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。

ア漁業の名称		イ期間	ウ区域	エ漁業の方法
あ ゆ		組合が定めて公表する日から 9 月 30 日まで、11 月 1 日午前 6 時から翌年 2 月末日まで	全区域	◎一般漁業 徒手、釣、網、もんどり(1 人 20 個まで) 水眼鏡又は水視眼鏡を使用して行う漁業 ◎特別漁具、漁法 あゆ狩、寄川、やな漁業
こ い		1 月 1 日から 4 月 30 日まで、6 月 1 日から 12 月 31 日まで		
ふ な		1 月 1 日から 4 月 19 日まで、5 月 21 日から 12 月 31 日まで		
う なぎ		1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
は え		1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
ます類	あまご やまめ いわな	3 月 16 日午前 6 時から 9 月 30 日まで		
	にじます	1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
てながえび		5 月 1 日から 6 月 14 日まで、9 月 1 日から 10 月 31 日まで	舞鶴市地頭由良川橋から下流 1000m までの流水幅中央から左岸側の区域	

		舞鶴市志高岡田下橋から 上流 1000m までの流水幅 中央から右岸側の区域	
		舞鶴市丸田八雲橋から下 流 1000m までの流水幅中 央から左岸側の区域	
	5月1日から10月31日 まで	上記以外の区域	
ぼら	1月1日から12月31日 まで	全区域	

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に提示するものとする。かつ、必要があるときは、新聞にこれを掲載するものとする。

(漁具、漁法の制限及び禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁具、漁法によってウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
全区域	網漁具、網漁法ただし、網目9cm以上の網(増水時のみ)たも網、さで網。音無瀬橋から下流のなぜ網、溝受網を除く。	あゆ解禁日時から 7月1日午前6時まで
全区域	網目9cm以下の網類ただし、たも網、なぜ網、溝受網、巻網、出置、投網、刺網を除く。	網解禁日時から 7月31日まで
	網目5cm以下の網類ただし、いさざ落とし網、たも網、さで網、なぜ網、溝受網を除く。	3月1日から あゆ解禁日まで
	網目6cm以下の網類ただし、たも網、四つ手網、さで網、なぜ網、溝受網を除く。	10月1日から 10月31日まで
福知山市音無瀬橋から下流(支流を除く)		11月1日から 11月15日まで
全区域	水眼鏡、水視眼鏡及びひっかけ漁法	9月16日から 翌年7月31日まで
大江町の支流及び舞鶴市加佐地区支流		1月1日から 12月31日まで
綾部市関西電力株式会社由良川発電所水取入口堰堤から下流230mまで	全漁具、全漁法	1月1日から 12月31日まで
綾部市関西電力株式会社山家発電所堰堤から下流360mまで		
大江町天田内河守堰堤から上流、下流共100mまで		
三和町梨の木堰堤から上流300mまで		
綾部市西原町懸ヶ石(通称大岩)から上流の全区域		

綾部市味方町並松堰堤（綾部井堰）から下流魔しりの淵まで	網漁具、網漁法	網解禁日時から 8月1日午前6時まで
綾部市小貝橋から上流犀川合流点まで		
福知山市戸田橋から下流川北橋まで		
三和町橋本堰堤から上流川合川合流点まで		
福知山市野花十二橋から上流佐々木川合流点まで		
舞鶴市地頭桧川河口から上流西飼下井堰まで	毛バリ釣り、天びん釣り以外の漁具、漁法	

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

ア 名称	イ 全長
こい	15 cm
ふな	6 cm
うなぎ	30 cm
あまご、やまめ	12 cm
いわな、にじます	15 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20%以内、1,000円以下の額については50%以内をそれぞれ加算できるものとする。

(1) 一般遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	備考
全魚種 (あゆ券)	全漁具・全漁法	1年	11,000円	
全魚種 (あゆ券)	全漁具・全漁法	1日	3,500円	7月5日から発行。網類はなぜ網、溝受網、巻網、投網のうち1統に限る
あゆ以外 (あまご券)	釣り	1年	5,000円	増水時のなぜ網及び溝受網可
あゆ以外 (あまご券)	釣り	1日	2,000円	
はえ、てながえび (雑魚券)	釣り	1年	2,000円	たも網、さで網、伏網可
はえ、てながえび (雑魚券)	釣り	1日	500円	
全魚種	もんどり漁具・漁法	1個、1年	400円	1人20個まで

身体障害者は上記料金の半額とする。ただし3級以上該当者は2,000円を上限とする。満18歳以下の者は遊漁料の納付を免除とする。

(2) 特別遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	あゆ狩	8月1日から9月15日まで	1回1客 25,000円
〃	やな漁法	9月1日から9月30日まで	1統 25,000円
〃	寄川漁法 網3統以上を使用し 2人以上とする漁法	8月1日から9月15日まで	1区域1回 25,000円

- 2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、特別遊漁及びこの規則に包含しない事項の場合には、書面で組合の承認（本規則等関係法令の範囲内）を受けなければならない。
- 3 特別遊漁に係る承認は次に掲げる事項に該当する場合はその承認をしない。
 - (1) 水産動植物の保護培養に支障がある場合
 - (2) 組合員若しくは、他の漁業者の水産動物の採捕に著しく支障があると認められる場合

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は再発行しない。
- 5 組合は、あらかじめ理事会において承認した範囲内で招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは別に定める。

(附則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日からこれを施行する。

久多漁業協同組合京内共第 12 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、久多漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第 12 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ及びます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオの期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣、竿釣	1人1竿	全区域、ただし、あゆ友釣り専用区は別に定める	6月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1具	全区域、ただし、あゆ友釣り専用区及びます類濃密放流区は除く	7月25日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内
うなぎ	手釣、竿釣	1人1竿	全区域	1月1日から12月31日まで
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1具	全区域、ただし、あゆ友釣り専用区及びます類濃密放流区は除く	7月25日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内
ます類	あまご いわな にじます	手釣、竿釣	1人1竿	全区域、ただし、ます類濃密放流区は別に定める
				3月1日から9月30日まで
				3月16日から9月30日まで
全魚種	やな漁法		全区域	1月1日から12月31日まで
				9月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 漁場区域内に次の表のとおり、あゆ友釣り専用区及びます類濃密放流区を設ける。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣、竿釣	1人1竿	久多川合町、針畑川の府県境から上流出合まで	6月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
ます類	あまご	1人1竿	久多下の町、久多川の万燈籠橋から上流大宮橋まで	3月1日から9月30日まで
	いわな			3月16日から9月30日まで
	にじます			1月1日から12月31日まで

3 次の表のA欄に掲げる魚種については、I欄に掲げる区域でU欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア魚種	イ区間	ウ期間
アユを除く全ての魚種	上の町桂橋から上流一つ目の砂防堰堤までの約1.8Kmの区間（支流含む）	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間

4 第1項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

（漁具漁法の制限）

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具漁法のほか、次の表のA欄に掲げる魚種において、それぞれI欄に掲げる漁具漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ漁具漁法
あゆ	素がけ漁具漁法
あゆ、ます類	ヤスを使用する漁具漁法及び巻網、投網を使用する漁具漁法

（体長制限）

第5条 次の表のA欄に掲げる魚種については、それぞれI欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長	
うなぎ	30 cm	
ます類	あまご	12 cm
	いわな にじます	15 cm

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては、50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	期間	遊漁料	備考
あゆ	年券	11000円	
	日券	3,000円	
ます類 うなぎ	年券	7,000円	
	日券	2,000円	3月1日から9月30日まで
1,000円		3月1日から9月30日まで 女性及び子供（中学生以下の者）	

ます類濃密放流区	日券	3,000 円以内	
全魚種	やな 漁法	1 統 25,000 円	9 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証等に関する事項)

- 第 7 条 組合は、第 2 条第 3 項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合はこの限りでない。
- 5 組合はあらかじめ理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 8 条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が魚漁法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 9 条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

- 第 11 条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

- 第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

東別院漁業協同組合京内共第 13 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、東別院漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第 13 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、ます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券及び日券については、組合の発行する遊漁券を事前に購入し、遊漁の際は、所持しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により、組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣 竿釣	1 人 1 竿 1 人 2 統	京都府と大阪府との安威川右岸、左岸境界を結んだ線から上流の東掛川及び栢原川	5 月 30 日から 12 月 31 日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
こい	たも網 刺網			1 月 1 日から 4 月 30 日まで、 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ	竿釣 釜			1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ます類 (あまご) (にじます)	手釣 竿釣	1 人 1 竿 1 人 2 統		3 月 1 日から 9 月 30 日までの期間で、組合が定めて公表する期間
ます類 (いわな)	たも網 刺網			3 月 16 日から 9 月 30 日までの期間で、組合が定めて公表する期間

- 2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域において、ウ欄の期間は、遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
全漁業権	京都府と大阪府との安威川右岸、左岸境	4 月 1 日から 12 月 31 日までの期間

魚種	界を結んだ線から上流の東掛川及び栢原川	内で、組合が定めて公表する期間
----	---------------------	-----------------

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

ア名称		イ全長
こい		15cm
うなぎ		30cm
ます類	あまご	12cm
	いわな にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券及び日券においては、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については30パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	年券	6,000円
		日券	2,000円
こい ます類	手釣、竿釣	年券	2,500円
		日券	700円
うなぎ	竿釣、釜	年券	2,500円
全魚種	たも網、刺網	年券	5,000円

- 2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額

(遊漁承認証等に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が魚漁法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（適用除外）

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

上宇川漁業協同組合京内共第 14 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、上宇川漁業協同組合（以下「組合」という）が免許を受けた京内共第 14 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア 魚種	イ 方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	釣漁具漁法 (竿釣、どぶ釣、素がけ)	1 人 1 竿	漁業権境界の標柱を結ぶ線から鞍内橋まで	6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
	釣漁具漁法 (竿釣、どぶ釣、素がけ) 網漁具漁法 (投網、巻網)	釣漁具；1 人 1 竿 網漁具；1 人 1 統、網目 2.4 cm 以上、40 掛、長さ 11m 以下	漁業権境界の標柱を結ぶ線から鞍内橋までを除く全区域	
	水眼鏡 水視眼鏡 徒手			

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域においては、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	備考
あゆ	中瀬橋から下流河口まで	9 月 20 日から 9 月 30 日まで	全漁具漁法

(体長制限)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものはこれを

採捕してはならない。

ア 名称	イ 全長
あゆ	10cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考
あゆ	釣漁具漁法（竿釣、どぶ釣、素がけ）	年券	10,000円	
		日券	5,000円	
	網漁具漁法（投網、巻網）	日券	2,500円	網の全区域解禁日より9日目以降
	水眼鏡、水視眼鏡、徒手	日券	1,000円	

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
小学生以下の者	免除
身体障害者（1～4級）	第1項に規定する各料金の2分の1の額
中学生・女性	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第 11 条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑 則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附 則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

野間漁業協同組合京内共第 15 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、野間漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 15 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者の当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、ます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲においてエ欄の区域及びオ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣、竿釣	1 人 1 竿	野間川下流、 上宇川漁協 境界から上 流	6 月 1 日から 9 月 30 日まで の期間内で組合 が公表する期間内
	投網、巻網	1 人 1 統 全長 20 m 以内、網目 2 cm 以上		7 月 25 日から 9 月 30 日まで
	水眼鏡、水視眼鏡、 徒手			6 月 1 日から 9 月 30 日まで
うなぎ	一本釣、もんどり、 はや釣			あまご及びやまめは、 3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
ます類 あまご やまめ	手釣、竿釣	1 人 1 竿		

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示する。

(禁止区域及び漁具漁法の制限)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域においてエ欄の期間は遊漁をしてはならない

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
あゆ	巻網、投網	小金橋からから須川、大谷 川合流点まで	通年

		須川在中井堰上流、うば谷川、大谷川在中井堰から上流及び漁業権境界の標柱を結ぶ線から川久保井堰まで	
ます類 あまご やまめ	竿釣、手釣	小杉・味土野合流点から上流	西暦の偶数年
		熊谷川・須川合流点から上流	西暦の奇数年
全魚種	素掛漁法 アクアラング	全区域	周年

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものは、これを採捕してはならない。

ア 名称	イ 全長
うなぎ	30 cm
あまご・やまめ	12 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考
あゆ	手釣、竿釣 投網、巻網	年券	10,000円	日券については解禁日より1週間後から3,000円とする。
		日券	5,000円	
	水眼鏡、水視眼鏡、徒手	日券	2,000円	
うなぎ	一本釣、もんどり、はや釣	年券	4,000円	
		日券	2,000円	
ます類 あまご やまめ	手釣、竿釣	年券	5,000円	
		日券	2,000円	

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては第1項の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額
女性	

(遊漁承認等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

京都府漁業協同組合京内共第16号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、京都府漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の繁殖保護に関して組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けたものは、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄の規模の範囲及びエ欄の期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 規 模	エ 期 間
こ い	釣 漁 具	1人2竿以内	1月 1日から 4月 30日まで、 6月 1日から 12月 31日まで
	た も 網	口径1m以内 網目8節以上	
	地 び き 網	網長150m以内 2統以内	1月 1日から 3月 31日まで、 10月 1日から 12月 31日まで
ふ な	釣 漁 具	1人2竿以内	1月 1日から 4月 19日まで、 5月 21日から 12月 31日まで
	た も 網	口径1m以内 網目8節以上	
	地 び き 網	網長150m以内 2統以内	1月 1日から 3月 31日まで、 10月 1日から 12月 31日まで
う な ぎ	釣 漁 具	1人2竿以内	1月 1日から 12月 31日まで
	ふ くら 網	網長10m以内 1統以内	

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示する。

(体長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こ い	20cm
ふ な	10cm
う な ぎ	30cm

(遊漁料額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
こい ふな	釣漁具 たも網	年券	1,000円
		日券	300円
	地びき網	年券	1,000円
うなぎ	釣漁具	年券	1,000円
		日券	300円
	ふくろ網	年券	1,000円

2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。

(遊漁承認等に関する事項)

第6条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯するものとする。

- (1) 漁場監視員の氏名、住所
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

(適用除外)

第10条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附 則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。